

『左氏會箋』宣公十二年箋の考証

— 『左氏會箋溯源』補義 —

竹内航治

一 総説

本論集第二十五輯掲載「『左氏會箋』成公十六年箋の考証」と同じく、上野賢知氏の『左氏會箋溯源』に基づいて『左氏會箋』卷十一・宣公十二年箋の出処を明らかにする。前稿と同様に、著名な戦いの記事を含むことから宣公十二年を選んだ。晋と楚の間で行われた邲の戦いである。

この調査報告を「『左氏會箋溯源』補義」と名付け、継続して発表していく予定である。それを前提とした凡例を改めて掲げておきたい。

二 『左氏會箋溯源』補義

凡例

一、『溯源』は箋に括弧を付して他書からの引用部分を示し、括弧ごとに人名もしくは書名を記している。上野の施した括弧が『會箋』のどこにあるかを示す。短いものは全て、長いものは冒頭と末尾を適宜記す。上野は明治三十六年刊行の明治講学会十五冊本を用いているが、本稿では利便性のため現在広く流布す

る増補版漢文大系本を用いる。引用は漢文大系本に原則従うが、フォントの関係上一部に新字体を用いる場合がある。漢文大系本は巻ごとに頁数が振られ、一頁十二行で組まれている。該当部分を頁数と行数で示す。たとえば「三五—一〇」とあれば、三十五頁の十行目に該当部分の冒頭があることを意味する。長いものについては末尾も同じく記す。便宜のため上野が括弧を付していない部分も含めて記すことがあるが、その際は【】を付ける。

二、**上野**として個々の括弧に付された上野の書き込みを示す。その際、上野が記した字体をできる限り用いる。

三、**【補】**として上野が指摘する先行注釈の書名を記し、該当部分の見える巻数と葉数などを適宜付記する。たとえば「卷三十・十四表」とあれば卷三十の十四葉表に該当箇所があることを示す。上野が用いた先行注釈のテキストは詳らかではなく、本稿では筆者が目撃しえたテキストによるが、その情報は個々の

書名が現れる際に記す。

四、目立って多く引かれる先行注釈については一括して初めに置き、それ以外の注釈は箋の順に従って配列する。

本稿では亀井昭陽『左傳續考』・安井息軒『左傳輯釋』・梁履繩『左通補釋』をそれぞれまとめて記述する。

『左傳續考』より引用された箋

(特記しない限り上野が「亀井」と書き込みをしたものである。『亀井南冥昭陽全集』第三・四巻を参照。全集での頁数と段を記す。断らない限り全集第三巻)

一—三「昭十三年く傳曰禮也」

一—四「初圍之く義在此也」

【補】三九五下。

一一五「哀十一年〱互鼓者乎」

一一九「傳稱蕭潰〱故不言滅」

【補】三九六上。

一一二「討貳〱唯薄乎云爾」

【補】三九六下。

一一二「宋曰師、衛曰人、貶衛之意見矣」

【補】上野は指摘せず。三九七上。

二一七「陣字从卑、短垣之義」

二一八「又二十七年〱短垣也」

二一九「釋名云〱似非古義」
「釋名又云〱女牆附城」

【補】三九七上。

二一一「杜特言其非季春耳」

二一二「隱十一年〱是也」

三一「肉袒去楊〱執割烹也」

【補】三九七下。

三一九「徼福者〱東徙新鄭」

四一八「兄弟之叙〱曰獵也」

【補】三九八上。

五一四「易者反常之謂也」

【補】三九八下。

五一五「六者〱以分覆之」

【補】『續考補』。全集第四卷五五九上。

五一八「征伐之事〱不敗其業」

【上野】「正義、龜井引」。

【補】三九八下。『春秋正義』卷二十三。以下、『春秋正義』については【補】を省略する。

五―九「商農工賈ノ四者也」

【補】三九八下。

五―一〇「從他國ノ伯州犂是也」

【上野】「亀井引正義」。

【補】三九八下。

五―一二「蓋楚分其軍ノ豈不可分而爲五乎」

【上野】「亀井引辨誤」。

【補】三九八下。傳遜ふでん『春秋左傳注解辨誤』卷上・三十

四表（四庫全書存目叢書）。

六―二「公羊宣十二年ノ此茅亦茅旌也」
「謂以茅旌ノ視

於無形也」

六―五「物、物官之物也ノ故曰擇」

六―七「所謂篤ノ此本意也」

六―八「老有加惠者ノ失之」

六―一一「物即服物也ノ采章」

七―一「上文事ノ互相發矣」

七―一「上文能ノ字法相同」

七―二「副上不可敵也」

七―三「政、正也ノ似序卦」

【補】三九九上。

七―五「仲虺ノ斷語也」

【補】三九九上。上野は指摘しないが、亀井は秦鼎はたかなえ『春秋左氏傳校本』を引用している。後述する増註校本では

卷十一・四表に見える。

七―六「遵、循也ノ任自然也」

七―七「耆底古通作ノ毛傳耆致也」

七―一〇「言周邦ノ亦同句法」

七―一一「猶昭十五年民知義所之所」

【補】三九九下。

八—五「在師之初」失律凶也」

八—九「衆散爲弱」就彘子之事言之」

八—一「此承上」兌澤言之」「壅必涸渴」亦遂滅盡也」

【補】四〇〇上。

九—一「盈而以竭」不整即散也」

九—三「澤上有」下文發之」

九—三「不從即不行也」

九—四「是句總上文」而繫之」

【補】四〇〇下。

九—四「之字直指」職、主也」

一〇—八「僖三十三年」一意」

【補】四〇一上。

一〇—一〇「去年秋」可知」

一〇—一〇「邲之役」可知」

一一—三「晉師遂進」情狀如畫」

一一—六「承者所謂」元帥之佐也」

一一—八「庸是莊王即位第一戰也」

【補】四〇一下。

一一—一「在軍申傲之」又訓之箴之」

一二—五「皇戍曰」而三字講」

一二—七「此節簡短、與上節相變」

一三—六「知莊子論」咎之徒也」

一三—七「成八年」遙相照應」

一三—七「莊子趙盾之子」

【補】四〇二上。

一三—一〇「欒書」愛於民矣」

一三—一二「出入此行」與晉出入」

一四—二「以不帥王命言之也」

一四—四「隨季」吞晉矣」

一四—五「大國」羣臣遷之」

一四—六「此莊王」過時日也」

一四一七「趙旃、不可謂致晉師矣」

【補】四〇二下。

一四一九「靡旌摩壘」「是驅馳、是也」

一五一二「掉、搖也。振也。搖而整之也」

一五一六「鮑癸逐之、不得迫以退」

一五一九「前云者見楚人之方退也」

一五一一「周六月、獻禽未至也」

【補】四〇三上。

一五一一「兩角、不復逐」

一六一一「下文、前後肯綮」

一六一三「見魏錡之怒楚也」

一六一四「不給於鮮、與給鮮有別」

一六一六「不復逐也、以候晉人」

【補】四〇三下。

一六一八「憾應上文求未得」

一六一九「弗敢猶弗能也。是忿辭」

一六一一「乘猶掩也、晉軍相照」

【補】四〇四上。

一六一一「惡、惡意也」

【上野】「龜井引秦」。

【補】四〇四上。增註校本卷十一・九裏。

一六一一「楚氛甚惡之惡」

一六一二「軍衛不徹、有武備也」

一七一「上軍將使、其謀協矣」

一七二三「言其出而在外、以伏望塵聘告」

一七二四「戰之前夕也、天明矣」

一七二五「使衆從者犯突之」「敵人犯突、躍如也」

一七一〇「典路職、注稅駕猶解駕」

【補】四〇四上。

一八一「乙卯、以逐之」

一八一二「戎右下而與之搏也」

一八一五「二子經宿不反、故迎之」

一八一六「應既逐魏錡、王所也」

一八一七「晉人懼、及之也」

一八一〇「元、首也、詩之本義」

【補】四〇四下。

一八一〇「叔孫之意、之先字」

一九一一「遂字顧眄遂出陳句」

一九一四「魏志注、不堪讀矣」

一九一六「楚之右拒、豈爲此乎」

一九一八「楚軍直、逐之也」

【補】四〇五上。

一九一九「改乘輅、亦如之」

二〇一三「與以逐下軍、故曰從」

二〇一七「觀士會、誤事矣」

【補】四〇五下。

二二一一「禮扛鼎、橫木有礙」

二二一五「此跨馬、用騎馬之證」

【補】四〇六上。

二二一六「趙旃、反之異矣」

二二一七「纔能反自林、鼠態可笑」

【補】『續考補』。全集第四卷五五九上。

二二一九「卽林中之木也」

二二一〇「以其所目記、求其尸也」

【補】四〇六上。

二二一一「爲成三年求知營張本」

二二一三「蔽前後、始至於邲也」

【補】四〇六下。

二四一九「武王以干戈、偃武收兵」

二四—一〇「又作武レ僭亦甚矣」

【補】四〇七上。

【補】四〇八下。

二七—三「家語レ歸於誰身乎」

二五—一「此周頌賚之篇也」「此句受文王レ莫定也」

【補】四〇八下。

二五—三「此周頌桓之篇也レ分爲三什。此其所以不同也」

【補】四〇七下。

二八—四「有熊率且比レ本人名歟」

二八—五「申公レ高唐之後」

二五—一〇「先用干戈レ止戈之武也」

【補】四〇九上。

二五—一二「屢豐年レ吁亦難哉」

二六—四「爭諸侯是綏萬邦之反」

二八—九「楚有令尹レ皆同」

二六—五「利字榮字レ豈豐財之道邪」

【補】『續考』に該當箇所が發見できず。

【補】四〇八上。

二九—一二「目於晉井則茅經存於井中也」

二六—六「上曰レ蓋成穆也」

三〇—一「此號即レ解作哭」

【補】四〇八下。

三〇—三「穀爲先軫子。先軫又曰原軫」

【補】四〇九下。

二六—一二「石制引楚師レ其寵也」

【上野】「正義 龜井引」。

『左傳輯釋』より引用された箋

(特記しない限り上野が「安井」と書き込みをしたものである。明治十六年内藤傳衛門翻刻本を参照)

二一七 「出車於巷く必死耳」

【補】 卷十一・一裏。以下、『輯釋』については全て卷十一。

三一〇 「夷、等也」

【補】 二表。

四一一 「言必得鄭國無赦其罪」

【補】 上野は指摘せず。二表。

四一二 「釋文云く得之乎」

【上野】 文中の「何可冀」より文末までを括り、「正義」。

【補】 二表。『輯釋』は『春秋正義』卷二十三を引く。

五一三 「言觀敵く發師也」

【補】 二裏。

五一二 「左右與く非車左右」 「轅謂將車く北之是也」

【補】 三表。

六一六 「内姓同徳く選取故舊」

【補】 三裏。

七一八 「下言處く作者粗矣」

【上野】 文中の「是養晦也」を括る。

【補】 四表。「是養晦也」は『輯釋』の表現を変えてい
る。

八一六 「傳單言く臧省文」

八一七 「渴、涸也」

【補】 四裏。

一二一二「説文曰、謂之檻樓耳」

【補】六表。

【補】九裏。上野が括った部分は『公羊傳』何休注。『輯釋』に直接引用はされていない。

一二一二「數者數漏刻也。言其謹嚴」

【補】六裏。

二〇一五「待即接待、字自通」

【補】九裏。

一四一九「靡旌與敵壘相切摩」

【補】七裏。

二〇一九「小爾雅廣詁、戸止也」
二〇一二「張衡、楚人爲舉之」
二一三「馬出坑、主力哉」

【補】十表。

一八一六「輓車屯守之車、輓車逆之」

一八一七「與詩本義自別」

一八一七「此節孫叔、薄人之意也」

【補】九表。

二四一八「夏毛傳、時是也」

【補】上野は指摘せず。十一表。

一九一四「先乘舟、其多也」

【上野】文中の「指墮舟中、身墮邨水中而死。可掬者言其

多也」を括り、「以下公羊何注」。

二四一九「求美徳、有之也」

【補】十一表。

二五一「鋪詩作敷」

【補】十一裏。

二六一九「所者處所也。可指處所也」

【補】十二表。

二七—七「如若通、猶言或」

【補】上野は指摘せず。十二裏。

二八—八「傳著也。城之堞也」

【補】十三表。

二九—一〇「若女也。而出之」

二九—一一「夫城陷。全之道」

【補】十三裏。

(特記しない限り上野が「左通」と書き込みをしたものである。皇清經解續編参照)

一—八「今河南。今湮」

【上野】「大事表八上、九、左通引」。

【補】『左通』卷十二・十三表。以下、同書は全て卷十二。顧棟高『春秋大事表』卷八上・二十裏、卷九下・五表(皇清經解續編)。

二—一一「時鄭石。克鄭也」

【上野】「惠氏補注二、左通引」。

【補】一表。惠棟『春秋左傳補注』卷二・二十表(皇清經解)。

二—一二「皇門鄭城門。蓋皇爲大義」

【補】一表。

『左通補釋』より引用された箋

三—四「楚初都。此屬耳」

【上野】「地名攷畧八 左通引」。

【補】一裏。高士奇『春秋地名考略』卷八（四庫全書）。

四一三「潘厓卽く是其後」

【上野】文中「文元年」の下に「以上引萬氏族畧」。

【補】二表。「萬氏族畧」は未詳。

四一一〇「僖十五く玄孫無疑」

【補】二裏。

五一七「讒痛怨之言也」

【上野】「漢五行志上注、左通引」。

【補】二裏。『漢書』五行志上・顔師古注。

七一「先穀族滅く十四年」

【補】四表。

八一三「智氏卽く山西解州」

【上野】「左通引通志氏族畧三、沈氏小疏」。

【補】四表。『通志』氏族略三。沈彤しんどう『春秋左傳小疏』卷三・六裏（皇清經解）。

八一〇「晉書く舊說也」

【上野】「邵氏爾雅正義三、左通引」。

【補】四裏。邵晉涵しやうしんかん『爾雅正義』卷三・十四表（皇清經解）。上野が指摘する部分よりも前にある「釋言云」以下も『爾雅正義』に基づく。

九一〇「邲卽三年傳之邲也」

【補】四裏。

九一一く一〇一二「沈作寢者く莫能定也」

【補】五表。

一〇一九「新謂任未久」

【補】上野は指摘せず。五裏。『左通』は『困學紀聞』

卷六・何焯注を引く。

一一―三「管在今く所封之國」

上野「大事表七之二 左通引」。

補「六表。『春秋大事表』七之二・四表。

一一―三「赦者史記く可以證焉」

補「六表。

一一―一二「紂之百克く保之耳」

上野「周宣武左傳附論、左通引」。

補「六裏。「周宣武左傳附論」は未詳。

一二―五「生如生於憂患之生」

上野「困學紀聞六、左通引」。

補「七表。王應麟『困學紀聞』卷六。

一四―九「軍壁曰壘」

上野「夏官量人注」。

補「上野は『周禮』鄭注を指摘するのみだが、『左通』がそれを引く。八表。

一四―一〇「凡兵車く戈盾在右」

上野「左通引夏官環人疏」。

補「八裏。『周禮注疏』卷三十。

一四―一〇「既夕禮く其音同耳」

上野「惠氏補注二 左通引」。

補「八表。『春秋左傳補注』卷二・二十裏、ただしそのままの表現ではない。

一六―五「今開封府く能言之」

上野「左通引禹貢錐指八」。

補「八裏。胡渭こい『禹貢錐指』うこうすいし卷八・十三裏（皇清經解）。

一七―一〇く一八―一「昭三十年く不可據依」

【補】九裏。

一八―四「考工記」故言旅」

【上野】「左通引礼書百十六」。

【補】十表。陳祥道『禮書』卷百十六（四庫全書）。

一九―一〇「唐侯祁姓」楚之唐是已」

【補】十表。

二〇―一「游闕者」闕車之倅」

【上野】「左通引惠氏補注二」。

【補】十裏。『春秋左傳補注』卷二・二十一表。

二〇―二「總之三」奇軍也」

【上野】「左通引慎朝正左氏傳闡義、慎氏引宋氏測要」「明宋徵璧作左氏兵法測要」。

【補】十一表。「慎朝正左氏傳闡義」は未詳。宋徵璧『左氏兵法測要』、筆者未見。

二〇―四「郤錡字」文子于軍」

【上野】「左通 惠氏補注」。

【補】十一表。『春秋左傳補注』卷二・二十一表。

二〇―九「古人以」不敢前」

【上野】「左通引顧氏補正中」。

【補】十一表。顧炎武『左傳杜解補正』卷中・九表（皇清經解）。

二一―八「僂與叟同」通呼耳」

【補】十一裏。

二一―一〇「表標也」

【補】上野は指摘せず。十二表。「左傳附論」より引く。

二二―七「既夕禮」亦爲矢幹」

【補】十二表。

二二一八「陸機疏ス爲レ箭幹」

【上野】「王風揚之水正義、左通引」。

【補】十二表。『毛詩正義』卷四之四。

二二一九「古矢箭ス故無貢」

【上野】「禹貢錐指七左通引」。また、文中の「董澤詳文六年」を括る。

【補】十二表。「董澤詳文六年」は『左通』になし。『禹貢錐指』卷七・三十三表。

二二一一「晉語注ス之遺制」

【補】十二裏。

二二一三「兵法曰ク輦以人」

【上野】「礼書百三十九左通引」。

【補】十三表。『禮書』卷百三十九。

二三一四〜二三一一「【呂祖謙曰】晉楚軍制ス楚戰之法」

【上野】「春秋左氏傳説六、左通引」。

【補】十三裏。呂祖謙りよそけん『春秋左氏傳説』卷六（四庫全書）。

二四一一「漢書ス高丘也」

【補】十五表。

二八一三「華椒者ス襄九年」

【上野】「春秋分記世譜三、左通引」。

【補】十六表。程公説『春秋分記』卷十二・世譜三（四庫全書）。

二八一三「熊相氏ス即其後」

【補】十六表。

二八一六「巫臣ス縣公之稱」

【補】十六表。

二八一—二「臣錯案」名芎藭」

上野「左通引」。

【補】十六裏。『左通』が引く徐錯『說文解字繫傳』。

二九一九「智、廢井也」無精也」

上野「依左通所引」。

【補】十六裏。

その他より引用された箋

一一八「邲、泌水旁地也」陳鄭之間矣」

上野「趙佑」「讀春秋存稿、五戰」。

【補】趙佑『讀春秋存稿』。前稿では静嘉堂文庫の竹添旧蔵清刊本を参照したが、今回は調査が及ばなかった。以下、同書については【補】を省く。

一一〇「莊二十三年」與此無涉也」

上野「毛氏傳」。

【補】毛奇齡『春秋毛氏傳』卷二十一（四庫全書）。

二一三「俞樾曰」臨卽於義不通矣」

上野「左傳平議」。

【補】俞樾『群經平議』卷二十六・三裏（皇清經解續編）。

二一七「下言師退鄭人修城」

上野「惠棟」。

【補】惠棟『春秋左傳補注』卷二・二十表。

二一一「楚子退師者待其降也」

上野「依姜氏補義」。

【補】姜炳璋『讀左補義』卷十八・十一裏（四庫全書存目叢書）。

二一一「三月三閏月也。不必九十日」

【上野】「中井」。

【補】中井履軒『左傳雕題略』卷三・一表（弘化三年廓然堂藏版）。

三一三「魏禧曰」一命字、文法祖此」

【上野】「經世鈔 行間」。

【補】魏禧『左傳經世鈔』卷八・十七裏（聯墨堂藏版）。

三一九「杜以宣爲、自封也」

【上野】「齊召南攷証」。

【補】齊召南『春秋左傳注疏考証』卷一・二十表（皇清經解）。

三一〇「言服事恭謹、滅國計數」

【上野】「傳遜」。

【補】『春秋左傳注解辨誤』卷上・三十四表。

三一〇「以滅國爲比。與上文又不合矣」

【上野】「左繡」。

【補】馮李驊・陸浩評輯、貫名苞校訂『翻刻左繡』卷十一・二裏（嘉永七年須靜堂課本）。

三一「書傳凡稱九者」（上野は括弧を閉じていない）

【上野】「楊慎盒丹録」。

【補】楊慎『丹鉛餘録』か。卷三に該當箇所あり（四庫全書）。

四「必能誠信用其國之民矣」

【上野】「林注」。

【補】林堯叟『左傳句讀直解』。林注は奥田元繼『春秋左氏傳評林』に採られ、同書では卷二十三・二裏（寛政五年有文堂）。以下、林注は同書を参照。全て卷二十三。

四「列子、可幾乎」

【上野】「沈氏補注」。

【補】沈欽韓『春秋左氏傳補注』卷五・十四裏（皇清

經解續編)。

四一四 「楚在鄭く不及事矣」

上野 「趙佑存稿」。

四一五 「傳文皆く是歳季」

上野 「沈氏補注」。

補 『春秋左氏傳補注』卷五・十五表。

四一一 「方苞曰」四大戰く職司亦見矣」

上野 「左傳文法學要」。

補 方苞に『左傳義法學要』あり。『左傳文法學要』

は竹添が『左傳』を抄録し、方苞の評語を加えたものである。明治十七年奎文堂蔵版。上野賢知「左氏會箋三稿」

(『斯文』第十四号、一九五六年) 参照。

五一二 「未爲後時也」

上野 「林注」。

補 三表。

五一三 「釁是間隙之名。故謂瓦裂龜裂皆爲釁」

上野 「正義」。

五一七 「民不怨讟其君」

上野 「林注」。

補 三裏。

六一二 「楚江淮く以代旄」

上野 「姜補義有此説」。

補 『讀左補義』卷十八・十三表。

六一二 「雜記御柩以茅」

上野 「沈氏補注」。

補 『春秋左氏傳補注』卷五・十五表。

六一九 「施舍有二義く分施舍爲二、非也」

上野 「經義述聞」。

補 王引之『經義述聞』卷十八・五裏(皇清經解)。

七—六「養、長養也、解其意耳」

上野「古賀」。

補「古賀こがいく」『左氏探蹟』卷四（国立国会図書館所蔵稿本）。

八—九「今雖有律、各從己意也」

上野「本茶香室經說」。

補「愈樾」『茶香室經說』。筆者未見。

八—一二「蓋人人、不是」

上野「古賀」。

補『左氏探蹟』卷四。

九—八「捷、勝也、參看自明」

上野「古賀探蹟、近藤増注引」。

補『左氏探蹟』卷四。近藤元粹『増註春秋左氏傳校本』卷十一・六表（明治十五年大阪合書房）。宣公十二年について上野が指摘する『左氏探蹟』は全て『増註春

秋左氏傳校本』に引かれている。

一〇—五「北師次、不飲馬矣」

上野「周大璋著左翼」。

補「周大璋『左翼』。筆者未見。以下、同書については**補**を省く。

一〇—一二「此言衆欲聽命令、而彘子、所適從」

上野「古賀」。

補『左氏探蹟』卷四。

一〇—一二「元帥既不能行令、三帥固不得專行」

上野「魏禧之意」。

補『左傳經世鈔』卷八・二十二表。

一一—一「深中楚王之忌。王病爲此」

上野「左翼」。

一一—一「楚軍政專制于孫叔。人莫敢參」

【上野】「姜氏補義」。

【補】『讀左補義』卷十八・十五表。

一一一一「在軍句く古文長句法」

【上野】「趙佑存稿」。

一一一二「令尹不欲く如此」

【上野】「經世鈔」。

【補】『左傳經世鈔』卷八・二十二表。

一二一一「以荊竹く以荊竹編車也」

【上野】「正義」。

一一一九「于、於也。猶以也」

【上野】「宇野氏考」。

【補】宇野鼎うのなかえ（明霞めいか）『左傳考』。筆者未見。

以證」

【上野】「增島固讀左筆記」。

【補】增島蘭園ますじまらんえん『讀左筆記』卷六・十一表（崇文叢書第二輯）。

一一二〇「其君く作一句讀」

【上野】「趙佑存稿」。

一二一八「廣、兵車名く名二廣」

【上野】「辨誤」。

一一二〇「討軍實く戎士也」

【上野】「章句文字」。

【補】伊藤鳳山いとうほうざん『左傳章句文字』。筆者未見。以下、同

書については【補】を省く。

一三一一「内官く淮南書」

【上野】「沈氏補注」。

【補】『春秋左氏傳補注』卷五・十七表。

一三一「序當其夜、持更也」

【上野】「正義」。

一四一三「候人、非斥候」

【上野】「中井」。

【補】『左傳雕題略』卷三・三表。

一三一二「待亦備也、待猶備也」

【上野】「章句文字」。

一四一一二「俞樾曰」兩者、驂與驂耦也」

【上野】「左傳平議」。

【補】『群經平議』卷二十六・四裏。

一三一四「以我卜也、不可從」

【上野】「依林注」。

一五一四「折猶短折、之通稱」

【上野】「章句文字」。

【補】八裏。

一三一八「實其言者、其的證矣」

【上野】「古賀」。

一五一五「【方苞曰】致師、無閒」

【上野】「左傳文法舉要」。

【補】『左氏探蹟』卷四。

一三一「子犯曰、咸在其中」

【上野】「古賀」。

一五十七「此射法也、以少其敵」

【上野】「經世鈔」。

【補】『左傳經世鈔』卷八・二十四表。

【補】『左氏探蹟』卷四。

一五十九「樂伯矢盡、僅存其一」

【上野】「林注」。

【補】十表。

【上野】「經世鈔 左翼」。

【補】『左傳經世鈔』卷八・二十五表。

一五—一〇「鮑癸當樂伯之後追之」

【上野】「林注」。

【補】十表。

【上野】「林注」。

【補】十一表。

一五—一二「下一既字↘絲連法也」

【上野】「周氏左翼」。

一七—七「鷄鳴有三↘則指寅時明矣」

【上野】「章句文字」。

一六—四「六麋取一↘注謬」

【上野】「中井」。

一八—八「潘黨一告↘于此可見」

【上野】「左翼」。

【補】『左傳雕題略』卷三・三裏。

一六—七「召楚而盟也」

【上野】「林注」。

一九—一「此八字↘而至」

【上野】「左翼」。

【補】十一表。

一九—一一「唐久屬楚↘楚滅唐不書」

【上野】「姜氏補義引陳傳」。

一六—八「許之何耶」

【補】『讀左補義』卷十八・十八表。趙汭『春秋左氏傳

補註』卷五に引く陳傳良（四庫全書）。

【補】十四表。

一九一一「今湖廣く唐城鎮」

二一〇一一「春秋之世く逆臣忍心如此」

上野「大事表五」。

上野「姜氏補義」。

【補】『春秋大事表』。卷五ではなく、卷六・二十二表。

【補】『讀左補義』卷十八・十九表。

二〇一七「此分謗義高。與韓厥之論不同」

二二一一「俞樾曰」族者部屬也く誤解族字矣」

上野「經世鈔」。

上野「左傳平議」。

【補】『左傳經世鈔』卷八・二十六裏。

【補】『群經平議』卷二十六・五表。

二〇一一「右廣く鳴而駕也」

二二一一「言欲以く得吾子也」

上野「左翼」。

上野「正義之意」。

二一四「晉人既出險、乃顧楚人而慢之也」

二三一二「終夜く喧囂之状」

上野「林注」。

上野「左翼」。

【補】十四表。

二五一六く一〇「胡承珙」朱氏通義く亦未必然」

二一七「馬鈍車遲、故遇敵不能疾驅而去」

上野「毛詩後箋二十七武篇」。

上野「林注」。

【補】胡承珙『毛詩後箋』卷二十七・十九表（皇清經

解續編)。

二五―一一 「戢干戈と和衆也」

上野 「正義」。

二五―一二 「凡功之顯著と非謂篇章也」

上野 「經義述聞」。

補 『經義述聞』卷十八・九裏。

二六―七 「以上駁武功、以下駁京觀」

上野 「左翼」。

二六―八 「鯨鯢大魚と吞食小國言」

上野 文中の「巨魁耳」までを括り、「増島」。それ以下に「中井」。

補 増島蘭園が中井履軒の説を利用したもの。『讀左筆記』卷六・五表。『左傳雕題略』卷三・四表。

二六―一一 「告服鄭と先君也」

上野 「林注」。

補 十六裏。

二六―一一 「曾子問と告成事」

上野 「正義」。

二六―一二 「此追敘と至于此者也」

上野 「趙佑存稿」。

二七―三 「亂離瘼矣と奚、何也」「見其必と支離」

上野 「古賀」。

補 『左氏探蹟』卷四。

二七―五 「此經所不書と不可不志」

上野 「姜氏補義」。

補 『讀左補義』卷十八・二十裏。

二七―六 「晉師食楚穀三日也」

上野 「林注」。

【補】十七表。

二七一九「公喜而く活活如見」

【上野】「經世鈔」。

【補】『左傳經世鈔』卷八・二十九表。

二七一〇「既勝其軍く是再克也」

【上野】「林注」。

【補】十七裏。

二七一二「過只宜作く該之矣」

【上野】「趙佑雜案」。

【補】趙佑『春秋三傳雜案』。前述の静嘉堂文庫蔵竹添旧蔵『讀春秋存稿』には同書が附されている。

二八一「林父く可謂無法」

【上野】「經世鈔」。

【補】『左傳經世鈔』卷八・二十九表。

二九一一【愈樾曰】此二物く令其拯救也」

【上野】「左傳平議」。文中の「愈說是也」を括る。

【補】『群經平議』卷二十六・五裏。

二九一一「此二句亦無社語」

【上野】「中井」。

【補】『左傳雕題略』卷三・四裏。

三〇一一「傳著楚師之殘暴也」

【上野】「姜氏補義」。

【補】『讀左補義』卷十八・二十五裏。

三〇一一「楚子以蕭人く抒其憤不止」

【上野】「左翼」。

三〇一二「傳但叙還く莫可訴焉」

【上野】「姜氏補義」。

【補】『讀左補義』卷十八・二十五裏。

三〇一二「如此寫減字。眞覺神號鬼哭也」

上野「左翼」。